

別記様式第 1 号（第 4 関係）

〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物・食品輸出促進
対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付
要綱第 4 の規定により、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金〇〇
〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）
- } 注）様式は次のとおりとする。

1 整備事業

- (1) 農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業-----様式 A

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

- 1 農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の対象となる事業の内容及等
（1）事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
需要創出・拡大整備支援事業		円	円	円	円	円	
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

- （注）1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。補助率が複数ある場合には、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。
- 2 需要創出・拡大整備支援事業にあっては、成果目標の妥当性の協議の際における強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅢのⅢ－1の第3の2の（3）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由に都道府県事業実施計画から変更がある場合は「備考」の欄に記入すること。なお、必要に応じて、別業にて提出して構わない。
- 3 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

（別紙）

区 分	事 業 概 要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 1 「事業内容」欄は、政策統括官が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分				備 考
			補助金 (A) 円	都道府 県 費 (B) 円	市 町 村 費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 需要創出・拡大整備支援事業 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 需要創出・拡大整備支援事業 2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 需要創出・拡大整備支援事業					注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類

都道府県実施計画、輸出拡大計画、その他必要に応じて地方農政局等が指示した書類等

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

1 財産管理台帳の写し

2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

）

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業)

区分	補助 根拠	交 付 先 名	施設等区分	補助率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
						補 助 金	都道府県	市 町 村	そ の 他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。
2 補助根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
3 施設等区分欄は、実施要綱別表のメニューに記載されている内容を記入すること。
4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

別記様式第 3 号（第11関係）

〇〇年度 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官〇〇〇農政局総務部長 殿
北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、
東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう

都道府県知事

〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱第11の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費 (千円)	国庫補助金 (千円)	既受領額		今回請求額		残額		事業完了予定 年月日
			金額 (千円)	出来高 (%)	金額 (千円)	出来高 (%)	金額 (千円)	出来高 (%)	

注：「区分」の欄には、別紙様式第 1 号の記の 3 の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、
農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水
田リノベーション事業交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告す
る。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」欄には、別記様式第1号の様式AのⅢの表の「区分」の欄に記載され
た事項について記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 5 号（第13関係）

〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり実施したので、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金
のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱第13の規定に基づき、その実
績を報告する。

なお、併せて精算額として農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金
〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分
を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様
式第 1 号の記の V－2 の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記
載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更
があったものに限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）に
ついては、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、
（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

別記様式第 6 号（第13関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

〔（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料〕

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔

〔（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料〕

別記様式第7号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名			地区	事業実施年度		〇〇年度		農林水産省所管 補 助 事 業 名									
区 分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		備考
	メニュー	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									補助金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 8 号（第19関係）

〇〇年度
農林水産省所管

補 助 金 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							備 考
補助事業名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	翌年度繰越額	うち補助金相当額	
需要創出・拡大整備支援事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
事業費													
附 帯事務費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第9号（第20関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

間接補助事業者 殿

代表者の氏名

所在地
商号名又は名称

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。